

神奈川大学資料編纂室所蔵資料利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、神奈川大学資料編纂室（以下「大学資料編纂室」という。）において所蔵する大学史資料（以下「資料」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 大学資料編纂室を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員（非常勤講師を含む）
- (2) 卒業生
- (3) その他室長が認めた者

(利用)

第3条 利用者は、必要事項を記載した所定の利用申請書を事前に大学資料編纂室に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 利用の許可を受けた者は、大学資料編纂室職員の指示に従わなければならない。
- 3 大学資料編纂室における資料の利用方法は、次のとおりとする。
 - (1) 閲覧
 - (2) 撮影
 - (3) データ利用
 - (4) 資料帯出
- 4 前項により、利用できる資料の範囲は、大学資料編纂室運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、室長が定める。
- 5 資料の利用は、学校法人神奈川大学個人情報の取扱いに関する規程を遵守するものとする。

(利用時間)

第4条 資料の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時～午後4時
- 2 前項の利用時間は、資料整理等により変更することがある。

(閉室日)

第5条 閉室日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (3) 大学創立記念日(5月15日)
- (4) 第3号の休日が日曜日にあたるときはその翌日
- (5) 夏季一斉休暇
- (6) 年末年始一斉休暇
- (7) 資料整理その他の理由のため臨時に閉室とする必要がある日

(閲覧)

第6条 資料は、大学資料編纂室の所定の場所において閲覧するものとする。

(撮影)

第7条 大学業務、学術研究、社会教育等を目的とした場合には、資料の撮影をすることができる。

2 前項により、撮影をする場合は、必要事項を記載した所定の利用申請書を大学資料編纂室に提出しなければならない。

3 利用者が撮影を行った資料を展示、出版物等に使用する場合は、神奈川大学資料編纂室所蔵であることを適切な方法で表示しなければならない。

4 撮影を行った資料の利用により生じる著作権法上その他の責任は、利用者が負うものとする。

(データ利用)

第8条 大学業務、学術研究、社会教育等を目的とした場合には、資料のデータを利用することができる。

2 前項により、データを利用する場合は、必要事項を記載した所定の利用申請書を大学資料編纂室に提出しなければならない。

3 データを展示、出版物等に使用する場合は、神奈川大学資料編纂室所蔵であることを適切な方法で表示しなければならない。

4 データの利用により生じる著作権法上その他の責任は、利用者が負うものとする。

(資料帯出)

第9条 大学業務、学術研究、社会教育等を目的とした場合には、資料の帯出を行うことができる。

2 前項により、資料の帯出をする場合は、必要事項を記載した所定の利用申請書を大学資料編纂室に提出しなければならない。

(成果物の寄贈)

第10条 撮影、データ利用によって利用した資料を出版物等に使用した場合は、当該出版

物を大学資料編纂室に寄贈するものとする。

(協力依頼)

第11条 利用者は、次に掲げる事項について、大学資料編纂室に協力を求めることができる。

- (1) 資料の検索
- (2) 参考文献、専門的調査機関、他の資料所蔵機関等に関する情報提供
- (3) その他室長が認めた事項

(資料の破損等による弁償)

第12条 資料を破損し、汚損し、若しくは紛失し、又は大学資料編纂室の施設、設備若しくは機器・備品に損害を与えた者は、直ちに室長に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合において生じた損害については、利用者が損害に相当する額を弁償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することがある。

(利用の停止又は禁止)

第13条 室長は、この取扱要領を遵守しない者、大学資料編纂室職員の指示に従わない者、他の利用者の迷惑となる行為をした者又はそのおそれのある者に対して、利用を一定期間停止し、又は禁止することができる。

(免責)

第14条 大学資料編纂室は、提供した資料によって生じた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第15条 この取扱要領に定めるもののほか、資料の利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

(改廃)

第16条 この取扱要領の改廃は、委員会の議を経て行う。

附則

- 1 この取扱要領は、令和元年6月27日から施行する。
- 2 この取扱要領は、令和元年11月21日から施行する。

(2019年6月27日 大学資料編纂室運営委員会承認)

(2019年11月21日 大学資料編纂室運営委員会承認)